



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 2

### 公 告

- 職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・5件（中部土木事務所）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・7件（南部土木事務所）…………… 7

### 公安委員会事項

- 停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 9

## 告 示

### 沖縄県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり糸満市北名城土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	新垣政次	糸満市字名城834番地
理事	新垣徳光	糸満市字名城35番地
理事	伊敷光男	糸満市字名城50番地
理事	新垣隆幸	糸満市字名城95番地
理事	新垣幸雄	糸満市字名城619番地の1
理事	新垣秀昭	糸満市西崎二丁目7番9号
理事	比嘉義光	糸満市字兼城764番地の9E-35
監事	伊敷幸栄	糸満市字名城198番地
監事	安里弘義	糸満市字名城108番地
監事	伊敷盛光	糸満市字名城228番地

任期 平成29年8月2日から平成31年8月1日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
---------	-----	-----

理事	新垣政次	糸満市字名城834番地
理事	伊敷光男	糸満市字名城50番地
理事	新垣隆幸	糸満市字名城95番地
理事	新垣幸雄	糸満市字名城619番地の1
理事	伊敷喜茂	糸満市字真栄里2017番地の2
理事	新垣秀昭	糸満市西崎二丁目7番9号
理事	比嘉義光	糸満市字兼城764番地の9E-35
監事	伊敷幸栄	糸満市字名城198番地
監事	安里弘義	糸満市字名城108番地
監事	伊敷盛光	糸満市字名城228番地

**沖縄県告示第479号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第510号で同意の認定をした渡名喜加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年 9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第480号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字仲尾次から字真喜屋地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 8月23日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第481号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町南浦野地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 8月2日から平成30年 2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年 9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全職種

2 試験科目 学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 省令第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号までに規定する者

ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除 実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

5 試験期日 平成29年11月19日（日曜日）

6 試験場所 沖縄県浦添市字大平531番地 沖縄県立浦添職業能力開発校

7 受験申請の手続

(1) 受験申請書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書

イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し等）

(2) 申請書類の提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県商工労働部労働政策課

(3) 申請書類の受付期間 平成29年10月10日（火曜日）から同月24日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成29年10月24日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験手数料 3,100円を沖縄県証紙により納付すること（受験申請書に貼付すること。）。ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、手数料は不要とする。なお、既に納められた手数料は、還付しない。

(5) 受験票の交付 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合否判定の基準 満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格者の発表 平成29年11月27日（月曜日）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。

10 試験結果の開示 試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求することができる。ただし、電話、はがき等によって開示請求をすることはできない。

開示請求をする場合は、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参の上、受験者本人が開示請求をするものとする。

開示する内容	開示請求期間	開示請求場所
試験の得点	平成29年11月27日（月曜日）から同年12月27日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで	沖縄県商工労働部労働政策課

11 その他

(1) 受験申請書は、沖縄県商工労働部労働政策課、沖縄県立職業能力開発校等において交付する。

(2) 受験手続その他の問合せは、沖縄県商工労働部労働政策課（電話098-866-2366）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年9月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年8月16日  
(2) 商号名 和興業  
(3) 代表者名 宮里紀和  
(4) 所在地 沖縄市安慶田一丁目27番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11799号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年8月17日  
(2) 商号名 新里設備  
(3) 代表者名 新里真吉  
(4) 所在地 沖縄市字池原2924番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第11077号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年8月17日  
(2) 商号名 比嘉墨出し業  
(3) 代表者名 比嘉良彦  
(4) 所在地 宜野湾市大謝名二丁目28番5号102号室  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第10814号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年8月21日  
(2) 商号名 有限会社大福建設  
(3) 代表者名 友利直次  
(4) 所在地 浦添市安波茶一丁目22番16号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-24）第5955号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年8月21日  
(2) 商号名 有限会社前田組  
(3) 代表者名 前田達常  
(4) 所在地 国頭村字浜63番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第1484号、沖縄県知事 許可（般-28）第1484号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成29年8月21日  
(2) 商号名 株式会社海邦エンジニアリング  
(3) 代表者名 長嶺尚子  
(4) 所在地 那覇市字栄原1丁目18番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12154号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年8月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年8月23日  
(2) 商号名 明輝建設  
(3) 代表者名 田場直明  
(4) 所在地 うるま市石川東恩納981番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12568号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年8月23日  
(2) 商号名 与儀工業  
(3) 代表者名 與儀隼人  
(4) 所在地 うるま市字兼箇段1379番地フレンズマンション寄利201号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12751号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年8月25日  
(2) 商号名 内間左官  
(3) 代表者名 内間武彦  
(4) 所在地 本部町字瀬底460番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第5782号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年8月25日  
(2) 商号名 嘉陽ガラス店  
(3) 代表者名 嘉陽宗夫  
(4) 所在地 うるま市石川東山一丁目21番地11  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11451号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月11日 沖縄県指令中土第1104号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間奥間原65番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市字前田1353番地 有銘一喜
- 5 検査済証番号 平成29年7月21日 C第330号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月28日 沖縄県指令中土第431号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字森川森川251番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市胡屋七丁目6番8号おきなアパート202 牧志宗市
- 5 検査済証番号 平成29年7月24日 C第331号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月29日 沖縄県指令中土第995号、平成28年12月28日 沖縄県指令中土第1149号（変更）、平成29年7月14日 沖縄県指令中土第2398号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市勝連南風原勢理客5099番4ほか9筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市勝連南風原5077番地4 株式会社水井原企画 代表取締役 我如古順子、福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
- 5 検査済証番号 平成29年7月24日 C第332号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年11月18日 沖縄県指令中土第1119号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原447番11及び448番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市内間二丁目5番3号ビルトキャッスル401号 新里廣美
- 5 検査済証番号 平成29年8月8日 C第333号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月15日 沖縄県指令中土第4873号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市愛知愛知原三丁目190番1ほか5筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市宜野湾一丁目1番1号 宜野湾ガス商事株式会社 代表取締役 嘉手苺稔
- 5 検査済証番号 平成29年8月14日 C第334号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月13日 沖縄県指令南土第1577号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山前川原834番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武109番地3メゾンユーマー2-B 神里久也、南風原町字喜屋武109番地3メゾンユーマー2-B 神里恵美子
- 5 検査済証番号 平成29年7月20日 N第789号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年7月19日 沖縄県指令南土第1076号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原73番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山267番地4メゾン・ド・ビュー104 金城敦
- 5 検査済証番号 平成29年7月24日 N第790号
- 6 工事完了年月日 平成29年6月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月24日 沖縄県指令南土第1176号、平成29年6月6日 沖縄県指令南土第592号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平前原523番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字潮平632番地の3 株式会社愛サポート長嶺 代表取締役 長嶺良二
- 5 検査済証番号 平成29年7月31日 N第791号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月3日 沖縄県指令南土第1209号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波499番8及び1035番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数721番地1SOCIA SKYI101号 金城宏乃、豊見城市字嘉数721番地1SOCIA SKYI101号 金城朱美
- 5 検査済証番号 平成29年8月1日 N第792号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月15日



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 7月27日 沖縄県指令南土第1099号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平手登根原875番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平497番地 1 マンション翔B棟206 知念大輔
- 5 検査済証番号 平成29年 8月 7日 N第793号
- 6 工事完了年月日 平成29年 7月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 8月23日 沖縄県指令南土第1163号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字外間外間原73番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市大里字大城675番地 1 ライフコート 1 - C号室 富里清美
- 5 検査済証番号 平成29年 8月 7日 N第794号
- 6 工事完了年月日 平成29年 6月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 9月15日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 4月13日 沖縄県指令南土第521号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波131番 5、131番 6 及び151番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山620番地 3 F 宮城正勇
- 5 検査済証番号 平成29年 8月 9日 N第795号
- 6 工事完了年月日 平成29年 4月24日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第10号

停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 9月15日

沖縄県公安委員会

#### 停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア中「運転適性に」を「運転適性指導に」に改める。

第11条第4項第2号ア中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加え、同号イ中「者は、」の次に「準中型自動車又は」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。

第14条第1項中「プロテクタ」を「プロテクター」に改め、同条第2項中「何らかの」を削り、「するなど」を「する等」に改める。

第16条第4号中「及び中型自動車」を「、中型自動車及び準中型自動車」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表の(その1・四輪運転者用)の表中「、自動車等の構造見本」を削り、

<p>6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (2) 歩行者の保護 (3) 自転車に乗る人の保護 (4) 車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の進行 (7) 駐車と停車 (8) 危険な場所などでの通行 ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (9) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (10) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (11) 事故と故障時の措置</p>	<p>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p> <p>○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。</p>		
<p>7 構造取扱いの知識</p>	<p>(1) 安全運転に必要な構造取扱い及び日常点検要領 (2) 事故原因となる故障の発見と整備方法</p>	<p>○ 日常点検の必要性和点検項目、点検要領を説明して体得させる。 ○ カットエンジン、カットシャシー等の器材を実際に作動し理解させる。</p>		

を

<p>6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法</p>	<p>(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所等での通行 ア 夜間、トンネ</p>	<p>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。</p>		
-----------------------------	--	--	--	--

	ル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置		○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
--	--	--	---	--	--	--

に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「AUDITと飲酒・運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に、「AUDITと飲酒運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に、「疑似体験や飲酒ゴーグル」を「疑似体験、飲酒ゴーグル」に、「10」を「9」に、

11 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	120分 120分	150分 150分
--------------------	---	-------------------------------	--	--------------	--------------

を

10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故、違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故、その他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。	120分 120分	150分 150分
--------------------	---	-------------------------------	--	--------------	--------------

に、「12」を「11」に改め、別表の（その1・四輪運転者用）の表の備考3中「AUDITと飲酒・運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に改め、同表備考に次のように加える。

4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

別表の（その2・二輪運転者用）の表中「、自動二輪車、原動機付自転車」を削り、

6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (2) 歩行者の保護 (3) 速度と車間距離		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用		
----------------------	---	--	---	--	--

	(4) 追越し (5) 交差点通行 (6) 夜間走行 (7) 気象条件に合わせた運転 (8) 高速道路の通行 (9) 改造車の運転禁止		する。			
7 構造取扱いの知識	(1) 安全運転に必要な構造取扱い (2) 日常点検要領		○ 日常点検の必要性と点検項目、点検要領を説明して体得させる。 ○ 自動二輪車又は原動機付自転車を使用して実施する。			

を

6 道路交通法令の知識及び安全運転の方法	(1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止		○ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性、点検項目、点検要領等を説明する。			
----------------------	--	--	---	--	--	--

に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「AUDITと飲酒・運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に、「AUDITと飲酒運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に、「疑似体験や飲酒ゴーグル」を「疑似体験、飲酒ゴーグル」に、「10」を「9」に、

11 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (7) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (7) 制動訓練 (イ) コーナリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練 オ 終業点検 (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について	120分 120分	150分 150分	
--------------------	--	---	--	--------------	--------------	--

			実施し、個人別に細部にわたって指導する。				
を							
「							
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢  ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停止要領 エ 応用走行 (ア) 制動訓練 (イ) コーナーリング訓練 (ウ) スラローム走行等の訓練  (2) 運転シミュレーター操作による診断と指導	実技 教本、自動二輪車、原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾する等して運転行動、事故、違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づき指導を行う。 ○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した車種の選び方についても指導する。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故、その他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づき指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 ○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。	120分	150分	120分	150分
」							

に、「12」を「11」に改め、別表の（その2・二輪運転者用）の表の備考3中「AUDITと飲酒・運転」を「AUDIT並びに飲酒及び運転」に、「長期課程」を「長期講習」に改め、同表備考に次のように加える。

4 「運転適性についての診断と指導」及び「面接指導」については、考査後に実施することができる。

**附 則**

この規則は、平成29年 9月15日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--